

# SMBC (CHINA) NEWS



2021年1月18日

## 中国人民銀行等、クロスボーダー人民元推進策を発表

中国人民銀行・国家発展改革委員会などは2021年1月4日、《クロスボーダー人民元政策のさらなる最適化 貿易・外資安定の支援に関する通知》（銀発[2020]330号、以下、本通知）を公布しました。本通知は、2021年2月4日より実施されます。

本通知は、計15条から成り、貿易投資に係る人民元決済の利便化・クロスボーダー人民元決済フローの簡素化・クロスボーダー人民元投融資管理の最適化などの5方面について規定しています。

### <本通知の概要>

#### 貿易投資に係る人民元決済の利便化

- 貿易投資利便化試行
  - ・ 銀行は、[優良企業のために](#)、《クロスボーダー人民元決済代金受取/支払説明》または[代金受払指示により、貨物貿易・サービス貿易に係るクロスボーダー人民元決済、資本項目人民元収入<sup>\\*</sup>の国内使用を直接取扱可能](#)（<sup>\*</sup>資本金・外債・国外上場による調達資金の還流など、以下同）
  - ・ 銀行は、貿易投資利便化試行を行う場合、優良企業の認定基準などのリスク防止コントロール措置を明確化し、省級クロスボーダー人民元業務自律機構を通じて具体的な実施プランを制定かつ所在地の人民銀行副省級都市センター支店以上の分支機構に報告・備案した後に実施
- 貿易新業態（越境ECなど）向けクロスボーダー人民元決済
  - ・ 銀行は、取引情報の収集・真実性審査の条件を充足する場合、電子取引情報により貿易新業態の関連市場主体に經常項目クロスボーダー人民元決済サービスを提供可能
- 企業の提出書類の調整
  - ・ 人民元による外商直接投資関連業務について、商事制度改革に基づき、商務主管部門からの批准または備案書類は提出不要

#### クロスボーダー人民元決済フローの簡素化

- クロスボーダー人民元業務の重点監督管理リストの合理化
- 電子エビデンス審査
  - ・ 銀行は、企業が提出した要求に合致する紙ベースまたは電子形式の代金受払指示を《クロスボーダー人民元決済代金受取/支払説明》の代わりに使用可能
  - ・ 銀行は、企業が提出した法的効力を有する電子エビデンスまたは電子情報の審査を通じて企業のために經常項目におけるクロスボーダー人民元決済業務を取扱可能
- 多国籍企業グループのクロスボーダー人民元集中受払業務
  - ・ 多国籍企業グループが主幹企業に指定した国内メンバー企業は、実際のニーズに基づき異地において人民元銀行決済口座を開設し、經常項目クロスボーダー人民元集中受払業務を実施可能

# SMBC (CHINA) NEWS



## クロスボーダー人民元による投融資管理の最適化

- 一部資本項目人民元収入の使用制限緩和
  - ・ 国内機構の資本項目人民元収入は、国家関連部門批准の経営範囲内で使用可能だが、下記を遵守
  - ・ 直接または間接的に企業の経営範囲以外または国家の法律・法規で禁止する支出に使用不可
  - ・ 別の明確な規定がある場合を除き、直接または間接的に証券投資に使用不可
  - ・ 経営範囲内に明確な許可がある場合を除き、[非関連企業向けの貸付に使用不可](#)（※従来は関連企業向けも不可）
  - ・ 非自社用不動産の建設・購入に使用不可（不動産企業を除く）
- 外商投資企業の国内再投資
  - ・ [非投資性外商投資企業は](#)、現行の規定に合致かつ国内で投資するプロジェクトが真実・コンプライアンスに準拠しているとの前提の下、[法に基づき人民元資本金により国内再投資が可能](#)
  - ・ 外商投資企業が資本項目人民元収入を使用して国内再投資を行う場合、被投資企業は人民元資本金専用預金口座を開設不要だが、資金の使用は関連規定を遵守
- 外商直接投資業務の専用口座
  - ・ 国内人民元利益の所得による国内再投資の場合、国外投資家は、利益配当企業の口座から被投資企業または持分譲渡者の口座への人民元資金の直接振替が可能で、人民元再投資専用預金口座は開設不要。[被投資企業も、人民元資本金専用預金口座は開設不要だが、資金の使用は関連規定を遵守](#)
  - ・ 国外投資家が人民元により国内企業を合併買収して外商投資企業を設立、または人民元により国内外商投資企業の中国側株主に持分譲渡の対価を支払う場合、関連する各中国側株主は、人民元合併買収専用預金口座または人民元持分譲渡専用預金口座を開設不要
- 国内企業の国外人民元借入（人民元建て外債）
  - ・ [国内企業は、資金受払のために、国外人民元借入一件につき複数の人民元専用預金口座を開設することも、複数の国外人民元借入のために一つの人民元専用預金口座を開設することも可能](#)
  - ・ 国外借入人民元専用預金口座は、原則、借入企業の登録地の銀行に開設するが、確かに必要な場合、異地における開設も可能
  - ・ 借入決済銀行以外の銀行は、真実性の保証を前提に、企業のために国外人民元借入の元本返金・利息支払を取扱可能
  - ・ 企業・金融機関の国外人民元借入の引出・返済通貨は一致していなければならないが、契約通貨は、実際のニーズに基づき引出・返済通貨と一致していなくてもよい
- 国内企業の人民元対外貸付
  - ・ 今後、国内企業の人民元対外貸付の期日前返済額は、対外貸付残高に計上しない
  - ・ [通貨種別転換因数を0から0.5に調整](#)
  - ・ [調整後の対外貸付残高 = Σ 人民元・外貨対外貸付残高 + Σ 外貨対外貸付残高 × 通貨種別転換因数 \(0.5\)](#)

# SMBC (CHINA) NEWS



## 個人の経常項目クロスボーダー人民元受払の利便化

- 個人の報酬などの合法的な収入のクロスボーダー人民元決済業務の利便化
- 香港・マカオからの同名義送金受取政策の明確化
  - ・ 銀行は、香港・マカオの居住者のために個人人民元銀行決済口座を開設し、一人当たり一日8万円の限度額内の同名義口座からの資金受取に使用可能（国内の消費性支出にのみ使用可、有価証券・デリバティブ商品・資産管理商品などの金融商品は購入不可）

## 国外機構の人民元銀行決済口座（人民元 NRA 口座）利用の利便化

- [国外機構の人民元銀行決済口座の収入範囲を拡大し、国外同名義異口座からの人民元資金は受取可能だが、外貨転は不可](#)（別の規定がある場合を除く）

以上

当資料に掲載されているあらゆる内容の無断転載・複製を禁じます。当資料は単に情報提供を目的に作成されており、その正確性を当行及び情報提供元が保証するものではなく、また掲載された内容は経済情勢等の変化により変更されることがあります。掲載情報は利用者の責任と判断でご利用頂き、また個別の案件につきましては法律・会計・税務等の各面の専門家にご相談くださるようお願い致します。万一、利用者が当情報の利用に関して損害を被った場合、当行及び情報提供元はその原因の如何を問わず賠償の責を負いません。

### ご照会先

本 店：上海市浦東新区世紀大道100号 上海環球金融中心11階 TEL：86-(21)-3860-9000  
 上海浦西出張所：上海市長寧区興義路8号 上海万都中心12階 1、12、13号 TEL：86-(21)-2219-8000  
 上海自貿試験区出張所：上海市浦東新区世紀大道100号 上海環球金融中心15階15T21室 TEL：86-(21)-2067-0200  
 瀋陽支店：瀋陽市瀋河区青年大街1号 市府恒隆広場16階1606室 TEL：86-(24)-3128-7000  
 北京支店：北京市朝陽区光華路1号 北京嘉里中心北楼16階1601号室 TEL：86-(10)-5920-4500  
 天津支店：天津市和平区南京路189号 津匯広場2座12階 TEL：86-(22)-2330-667  
 蘇州支店：蘇州市高新区獅山路28号 蘇州高新国際商務広場12階 TEL：86-(512)-6606-6500  
 蘇州工業園区出張所：江蘇省蘇州工業園区蘇州大道西2号 国際大厦16楼 TEL：86-(512)-6288-5018  
 常熟出張所：常熟市東南開発区東南大道333号 科創大厦8楼 TEL：86-(512)-5235-5553  
 昆山出張所：江蘇省昆山市前進東路399号 台協国際商務広場2001-2005室 TEL：86-(512)-3687-0588  
 杭州支店：杭州市下城区延安路385号 杭州嘉里中心2幢5階 TEL：86-(571)-2889-1111  
 広州支店：広州市天河区華夏路8号 国際金融広場12階/電話 TEL：86-(20)3819-1888  
 深圳支店：深圳市福田区中心四路1号 嘉里建設広場二座23層 TEL：86-(755)-2383-0980  
 重慶支店：重慶市江北区慶雲路1号 国金中心T1併公楼20階单元1、15-18 TEL：86-(23)-8812-5300  
 大連支店：大連市西岗区中山路147号 森茂大厦4楼-A室 TEL：86-(411)-3905-8500